

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定

前文

この協定の締約国は、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の関連規定（海洋環境を保護し、及び保全する義務を含む。）を想起し、

条約に定める権利、義務及び利益の均衡を尊重する必要性を強調し、

特に、海洋生態系に及ぼす気候変動の影響（例えば、温暖化及び海洋の溶存酸素量の減少）、海洋の酸性化、プラスチックによる汚染を含む汚染及び持続可能でない利用に起因する海洋の生物の多様性の喪失及び生態系の劣化に一貫した、かつ、協力的な方法で対処する必要性を認識し、

いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に一層取り組むための条約に基づく包括的かつ世界的な制度の必要性を意識し、

人類全体の利益及びニーズ、特に開発途上国（沿岸国であるか内陸国であるかを問わない。）の特別の利益及びニーズを考慮した公正かつ衡平な国際経済秩序の実現に貢献することの重要性を認識し、

また、能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を通じた開発途上国である締約国に対する支援が、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用という目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、

先住民族の権利に関する国際連合宣言を想起し、

この協定のいかなる規定も、先住民の既存の権利（先住民族の権利に関する国際連合宣言に掲げる権利を含む。）又は適当な場合には地域社会の既存の権利を減じ、又は消滅させるものと解してはならないことを確認し、

いずれの国も、自国の管轄又は管理の下にある活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価するという条約に定める義務を認識し、

事件又は活動から生ずる汚染が条約に従って主権的権利が行使される区域を越えて拡大しないことを確保

するために全ての必要な措置をとるという条約に定める義務に留意し、

海洋環境を保護し、海洋環境に配慮し、及び海洋環境の責任ある利用を確保し、海洋生態系を本来のままの状態において維持し、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性の固有の価値を保全することにより、現在及び将来の世代のためにいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋を管理する者として行動することを希望し、

いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の生成、取得の機会及び利用が、当該デジタル配列情報の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分とあいまって、研究及びイノベーション並びにこの協定の一般的な目的に貢献することを認め、

全ての国の主権、領土保全及び政治的独立を尊重し、

条約又は他の関連する国際約束の非締約国の法的地位が条約法の規則により規律されることを想起し、

また、条約に規定するように、いずれの国も、海洋環境の保護及び保全に関する自国の国際的義務を履行する責任を有し、並びに国際法に基づいて責任を負うことがあることを想起し、

持続可能な開発を達成することを約束し、

普遍的な参加を確保することを希求して、

次のとおり協定した。

第一部 一般規定

第一条 用語

この協定の適用上、

1 「区域に基づく管理手段」とは、この協定に基づく保全及び持続可能な利用に係る特定の目的を達成するため、地理的に特定された区域において一又は二以上の分野又は活動を管理する手段（海洋保護区を含む。）をいう。

2 「いずれの国の管轄にも属さない区域」とは、公海及び深海底をいう。

3 「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

4 海洋遺伝資源に関して「生息域内での採取」とは、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の採取又は標本抽出をいう。

5 「条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

6 「累積的な影響」とは、様々な活動（知られている過去及び現在の活動並びに合理的に予見可能な活動を含む。）又は長期的に繰り返される類似の活動から生ずる複合的かつ漸増的な影響並びに気候変動、海洋の酸性化及び関連する影響の結果をいう。

7 「環境影響評価」とは、意思決定の根拠を提供するために活動の潜在的な影響を特定し、及び評価する過程をいう。

8 「海洋遺伝資源」とは、遺伝の機能的な単位を有する海洋の植物、動物、微生物その他に由来する素材であつて、現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。

9 「海洋保護区」とは、生物の多様性の長期的な保全に係る特定の目的を達成するために指定され、及び管理される地理的に特定された海域であつて、適当な場合には、保全に係る目的に適合する限りにおいて、持続可能な利用を認めることができるものをいう。

10 「海洋技術」には、特に次のものを含む。

海洋科学並びに関連する海洋に係る活動及び役務に関する情報及びデータであつて、利用しやすい様

式で提供されるもの

手引、指針、基準、規格及び参考資料

標本抽出の方法及び設備

生息域内及び実験室における観測、分析及び実験のための観測施設及び設備

コンピュータ及びコンピュータ・ソフトウェア（モデル及びモデル化技術を含む。）

関連するバイオテクノロジー

海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する専門知識、知見、技能並びに技術的、科学的及び法律的なノウハウ及び分析方法

11 「締約国」とは、この協定に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの協定の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

12 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であつて、その構成国からこの協定が規律する事項に関し権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従いこの協定の署名、批准、承認若しくは受諾又はこの協定への加入について正当な委任を受けたものをいう。

13 「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代のニーズ及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することという。

14 「海洋遺伝資源の利用」とは、海洋遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発（3に定義するバイオテクノロジーを用いるものを含む。）を行うことという。

第二条 一般的な目的

この協定は、条約の関連規定の効果的な実施並びに一層の国際的な協力及び協調を通じて、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を現在において及び長期的に確保することを目的とする。

第三条 適用範囲

この協定は、いずれの国の管轄にも属さない区域について適用する。

第四条 除外

この協定は、軍艦、軍用航空機又は軍の支援船については、適用しない。第二部の規定を除くほか、この

協定は、締約国が所有し、又は運航する他の船舶又は航空機で政府の非商業的役務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、いずれの締約国も、自国が所有し、又は運航するこれらの船舶又は航空機の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶又は航空機が合理的かつ実行可能である限りこの協定に即して行動することを確保する。

第五条 この協定と条約、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、

小地域的な及び分野別の機関との間の関係

1 この協定については、条約の範囲内で、かつ、条約に適合するように解釈し、及び適用する。この協定のいかなる規定も、条約に基づく各国の権利、管轄権及び義務（排他的経済水域及び大陸棚（二百海里的内外を問わない。）に関するものを含む。）に影響を及ぼすものではない。

2 この協定については、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の権限を損なうことなく、また、当該法的文書、当該法的枠組み及び当該機関との整合性及び協調を促進する態様で解釈し、及び適用する。

3 条約又は他の関連する国際約束の非締約国の法的地位は、これらの文書との関係においては、この協定

によって影響を受けない。

第六条 主権、主権的権利又は管轄権への影響

この協定（締約国会議又はその補助機関の決定又は勧告及びそれらに基づいて実施される行為、措置又は活動を含む。）は、主権、主権的権利又は管轄権（これらに関連する紛争に関するものを含む。）に影響を及ぼすものではなく、及びこれらに対する主張を行い、又は否定するための根拠としてはならない。

第七条 一般的な原則及び取組方法

締約国は、この協定の目的を達成するため、次の原則及び取組方法を指針とする。

- (a) 汚染者負担の原則
- (b) 条約に規定する人類の共同の財産の原則
- (c) 海洋の科学的調査の自由その他の公海の自由
- (d) 衡平の原則及び利益の公正かつ衡平な配分
- (e) 適当な場合には、予防の原則又は予防的な取組方法
- (f) 生態系を重視する取組方法

- (g) 海洋の管理のための総合的な取組方法
- (h) 生態系の強靱性（気候変動の悪影響及び海洋の酸性化に対するものを含む。）を構築し、並びに生態系を本来のままの状態（気候に関する海洋の役割を支える炭素循環機能を含む。）において維持し、及びそのような状態に回復する取組方法
- (i) 入手可能な最良の科学及び科学的な情報の利用
- (j) 可能な場合には、先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識の利用
- (k) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に取り組むための行動をとるに当たり、該当する場合には、先住民の権利又は適当なときは地域社会の権利に関するそれぞれの義務を尊重し、促進し、及び考慮すること。
- (1) 海洋環境の汚染を防止し、軽減し、又は規制するための措置をとるに当たり、損害又は危険を一の区域から他の区域へ直接又は間接に移転させないこと及び一の種類の汚染を他の種類の汚染に変えないこと。
- (m) 開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を十分に認識すること。

(n) 内陸国である開発途上国の特別の利益及びニーズを認識すること。

第八条 国際協力

1 締約国は、この協定の目的を達成するに当たり、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力を強化し、及び向上させ、並びにそれらの間の協力を促進することを通じて行うことを含め、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、この協定に基づいて協力する。

2 締約国は、他の関連する法的文書若しくは法的枠組み又は世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関における意思決定に参加する場合において、適当なときは、この協定の目的の普及を促進するよう努める。

3 締約国は、この協定の目的の達成を支えるため、条約に適合する海洋の科学的調査並びに海洋技術の発展及び移転における国際協力を促進する。

第二部 海洋遺産資源（利益の公正かつ衡平な配分を含む。）

第九条 目的

この部の規定は、次の事項を目的とする。

(a) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること。

(b) 締約国、特に開発途上国である締約国（とりわけ、後開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国^{しよ}、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）がいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動を行うための能力の開発及び向上

(c) この協定の実施への基本的な貢献としての知見、科学的な知識及び技術革新の創造（海洋の科学的調査の発展及び実施を通じて行われるものを含む。）

(d) この協定に基づく海洋技術の発展及び移転

第十条 適用

1 この協定の規定は、それぞれの締約国についてこの協定が効力を生じた後に採取され、及び生成された

いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動について適用する。この協定の規定は、締約国がこの協定の署名、批准、承認若しくは受諾又はこの協定への加入の際に第七十条の規定に従って書面により除外を設ける場合を除くほか、この協定が効力を生ずる前に採取され、又は生成されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用についても適用する。

2 この部の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 関連する国際法に基づいて規制される漁獲及び漁獲関連活動
- (b) 漁獲及び漁獲関連活動においていずれの国の管轄にも属さない区域から採捕されたことが知られてい
る魚類その他の海洋生物資源（当該魚類その他の海洋生物資源がこの部の規定に基づく利用であると
して規制される場合を除く。）

3 この部に定める義務は、締約国の軍事的活動（非商業的役務に従事する政府の船舶及び航空機による軍事的活動を含む。）については、適用しない。いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用に関するこの部に定める義務は、締約国の非軍事的

活動について適用する。

第十一条 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に関する活動

1 全ての締約国（地理的位置のいかんを問わない。）並びに締約国の管轄の下にある自然人及び法人は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動を行うことができる。当該活動は、この協定に従って行う。

2 締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する全ての活動について協力を促進する。

3 いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取は、条約に従い、沿岸国の管轄の下にある区域における当該沿岸国の権利及び正当な利益に妥当な考慮を払い、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域における他の国の利益に妥当な考慮を払って行う。このため、締約国は、この協定を実施するため、適当な場合には、第五十一条の規定に従って決定される情報交換の仕組みの具体的な運用方法を通じて行うことを含め、協力するよう努める。

4 いずれの国も、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源について主権又は主権的権利を主張

し、又は行使してはならない。このような主権又は主権的権利の主張又は行使は、認められない。

5 いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取は、海洋環境又はその資源のいずれの部分に対するいかなる権利の主張の法的根拠も構成するものではない。

6 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動は、全ての国の利益であり、かつ、全人類の利益のためのもの、特に、開発途上国の利益及びニーズに特別の考慮を払って、人類の科学的な知見を発展させ、並びに海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進するためのものである。

7 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動は、専ら平和的目的のために行う。

第十二条 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動についての通報

1 締約国は、情報がこの部の規定に従い情報交換の仕組みに通報されることを確保するため、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

2 次の情報については、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取の六箇月前に、又は当該生息域内での採取の前に可能な限り速やかに、情報交換の仕組みに通報する。

(a) 採取の性質及び目的（適当な場合には、当該採取が含まれている計画を含む。）

(b) 研究の対象となる事項又は判明している場合には、対象とし、若しくは採取する海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源を採取する目的

(c) 採取を行う地理的区域

(d) 採取のために使用する方法及び手段の概要（船舶の名称、トン数、種類及び船級、科学的機材又は用いられる調査方法を含む。）

(e) 提案された主要な計画へのその他の貢献に関する情報

(f) 調査船の最初の到着予定日及び最終的な出発予定日又は適当な場合には、機材の設置及び撤去の予定日

(g) 責任を有する機関の名称及び事業の担当者の氏名

(h) 全ての国の科学者（特に開発途上国からの科学者）が事業に関与し、又はそれと連携するための機会

(i) 技術支援を必要とし、及び要請することのある国（特に開発途上国）が事業に参加し、又は代表を派遣することができると思われる程度

(j) 現行の国際慣行を考慮した上で、開かれた及び責任あるデータ・ガバナンスに従って作成されたデータ管理計画

3 情報交換の仕組みは、2に規定する通報があった場合には、BBNJ標準バッチ識別記号を自動的に生成するものとする。

4 情報交換の仕組みに提供された情報が、予定された採取を行う前に実質的に変更された場合において、実行可能なときは、更新された情報は、合理的な期間内に、かつ、生息域内での採取の開始までに、情報交換の仕組みに通報される。

5 締約国は、次の情報が、BBNJ標準バッチ識別記号とともに、入手したときに直ちに、遅くともいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取から一年以内に、情報交換の仕組みに通報されることを確保する。

(a) 海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報を保管し、又は保管することとなる保管場所又はデータベース

(b) 生息域内で採取された全ての海洋遺伝資源を保管し、若しくは保持し、又は保管することとなり、若しくは保持することとなる場所

(c) 海洋遺伝資源を採取した地理的区域（採取の緯度、経度及び深度に関する情報を含む。）及び入手可能な範囲内で、行われた活動から得られた所見を詳述する報告

(d) 2 (j)の規定に従って提供されるデータ管理計画の必要な更新

6 締約国は、自国の管轄の下にある保管場所又はデータベースに保管されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の標本及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が、現行の国際慣行に従い、かつ、実行可能な範囲において、いずれの国の管轄にも属さない区域に起源を有するものとして特定できることを確保する。

7 締約国は、自国の管轄の下にあるデータベース及び実行可能な範囲において保管場所について、BBN J標準バッチ識別記号と結び付いた海洋遺伝資源及びデジタル配列情報の取得の機会についてまとめた報告書を二年ごとに作成すること並びに第十五条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会に対して当該報告書を利用可能なものとすることを確保する。

8 締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び実行可能なときは当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が自国の管轄の下にある自然人又は法人による利用（商業化を含む。）の対象となる場合において、可能なときは、次の情報（BBNJ標準バッチ識別記号を含む。）を入手したときに直ちに、これが情報交換の仕組みに通報されることを確保する。

(a) 利用の成果（出版物、与えられた特許（可能な場合かつ可能な範囲に限る。）、開発された製品等）を見つけることができる場所

(b) 可能な場合には、利用の対象となった海洋遺伝資源に関する情報交換の仕組みへの採取後の通報の詳細

(c) 利用の対象となる標本の原本が保管されている場所

(d) 利用される海洋遺伝資源及び海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の取得の機会について定める方法並びに当該取得の機会に関するデータ管理計画

(e) 製品が販売された場合において、入手可能なときは、関連する製品の販売及び更なる開発についての情報

第十三条 いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源に関連する先住民及び地域社

会の伝統的な知識

締約国は、関連し、かつ、適当な場合には、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源に関連する伝統的な知識であって先住民及び地域社会が有するものが当該先住民及び地域社会の自由意思による情報に基づく事前の同意又は当該先住民及び地域社会の承認及び関与を得た上でのみ取得されることを確保するため、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。情報交換の仕組みは、当該伝統的な知識の取得の機会を促進することができる。当該伝統的な知識の取得の機会及び利用は、相互に合意する条件で与えられる。

第十四条 利益の公正かつ衡平な配分

1 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動から生ずる利益は、この部の規定に従って公正かつ衡平に配分し、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものとする。

2 非金銭的な利益は、この協定に従って、特に次の形式で配分する。

- (a) 現行の国際慣行に基づく標本及び標本集の取得の機会
- (b) 現行の国際慣行に基づくデジタル配列情報の取得の機会
- (c) 見つけることができ、アクセスすることができ、相互に運用することができ、及び再利用することができる（FAIR）科学的データの開かれた取得の機会であって、現行の国際慣行並びに開かれた及び責任あるデータ・ガバナンスに基づくもの
- (d) BBNJ標準バッチ識別記号とともに、第十二条の規定に従って提供される通報に含まれる情報であって、公に検索可能及び利用可能な形式によるもの
- (e) 第五部の規定に従って提供される関連する方法に沿った海洋技術の移転
- (f) 開発途上にある島嶼国^{しよ}及び後発開発途上国の特別の事情を考慮した、能力の開発（研究計画への資金供与によるものを含む。）、研究事業における科学者及び研究者のための連携の機会（特に、直接関連する及び実質的な機会）並びに専用取組（特に開発途上国のために行うもの）
- (g) 強化された技術的及び科学的な協力（特に、開発途上国からの科学者及び開発途上国の科学研究機関と行うもの）

(h) 次条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して締約国会議が決定するその他の利益の形式

3 締約国は、現行の国際慣行を考慮して、自国の管轄の下にある自然人又は法人による利用の対象となるいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が、B N J標準バッチ識別記号とともに、当該利用の開始から三年以内に、又は利用可能となったときは速やかに、国内で又は国際的に維持される公に利用可能な保管場所及びデータベースに保管されることを確保するため、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

4 締約国の管轄の下にある保管場所及びデータベースに保管されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の取得の機会については、次の合理的な条件を課することができるものとし、また、公正かつ最も有利な条件（緩和された、かつ、特恵的な条件を含む。）で開発途上国からの研究者及び研究機関に提供することができる。

- (a) 海洋遺伝資源を物理的に本来のままの状態において保全する必要性
- (b) 標本、データ又は情報を保管している関連するジーンバンク、生物保管場所又はデータベースの維持

に関連する合理的な費用

(c) 海洋遺伝資源、データ又は情報の取得の機会の提供に関連する合理的な費用

(d) この協定の目的に沿ったその他の合理的な条件

5 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用（商業化を含む。）及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用（商業化を含む。）から生ずる金銭的な利益は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、第五十二条の規定に基づいて設置される資金供与の制度を通じて、公正かつ衡平に配分する。

6 先進締約国は、この協定の効力発生の後、第五十二条に規定する特別基金に年次拠出金を支払う。締約国の拠出の額は、締約国会議が第四十七条6(e)の規定に従って採択する予算に対する当該締約国の分担金の五十パーセントの額とする。その支払は、7の規定に従って締約国会議が決定を行うまで継続する。

7 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずる金銭的な利益の配分の方法について、次条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して、決定する。コンセンサスに達するためのあらゆる努力

が払われた場合には、決定は、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択する。支払は、第五十二条の規定に基づいて設置される特別基金を通じて行う。当該方法には、次のものを含むことができる。

- (a) 段階ごとの支払
- (b) 製品の商業化に関する支払又は抛出（製品の販売からの収入の一定の割合を支払うことを含む。）
- (c) 締約国による活動の合計量を測定する多様な一連の指標に基づいて定期的に支払われる階層化された料金

(d) 締約国会議が取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して決定するその他の形式

8 締約国は、締約国会議が7に規定する方法を採択する時に、実施に必要な期間を与えるため、最長四年の期間、当該方法が当該締約国について効力を生じない旨の宣言を行うことができる。このような宣言を行う締約国は、新たな方法が効力を生ずるまで6に規定する支払を継続する。

9 締約国会議は、7の規定に従っていずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずる金銭的な利益の配分の方法について決定するに当たり、当該方法が取得の機会及

び利益の配分に関する他の枠組みと相互に補完的であり、かつ、当該他の枠組みに適合し得るべきであることを認識しつつ、取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮する。

10 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずる金銭的な利益について、次条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して、二年ごとに検討し、及び評価する。一回目の検討は、この協定の効力発生の後五年以内に行う。検討には、6に規定する年次拋出金の検討を含める。

11 締約国は、適当な場合には、自国の管轄の下にある自然人又は法人によるいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動から生ずる利益がこの協定に従って配分されることを確保するため、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

第十五条 取得の機会・利益配分委員会

1 この協定により取得の機会・利益配分委員会を設置する。同委員会は、特に、前条の規定に従って利益の配分のための指針を作成し、透明性を与え、並びに金銭的な利益及び非金銭的な利益双方の公正かつ衡平な配分を確保するための媒体としての役割を果たす。

2 取得の機会・利益配分委員会は、同委員会の任務の効果的な遂行を確保するため、関係分野の適当な資格を有する十五人の委員で構成される。委員は、ジェンダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮し、並びに同委員会において開発途上国（後発開発途上国、開発途上にある島嶼国及び内陸国である開発途上国を含む。）からの委員が代表することについて定めた上で、締約国が指名し、締約国会議が選出する。締約国会議は、同委員会の運営のための付託事項及び方法を決定する。

3 取得の機会・利益配分委員会は、この部の規定に関連する事項（次の事項を含む。）について、締約国会議に勧告を行うことができる。

- (a) この部の規定に従って行われるいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動のための指針又は行動規範
- (b) この部の規定に従って行われる決定を実施するための措置
- (c) 前条の規定に基づく金銭的な利益の配分の割合又は仕組み
- (d) この部の規定に関連する事項であって情報交換の仕組みに関するもの
- (e) この部の規定に関連する事項であって第五十二条の規定に基づいて設置される資金供与の制度に関する

るもの

(f) この部の規定に関連するその他の事項であつて、締約国会議が取得の機会・利益配分委員会に対処を要請するもの

4 締約国は、情報交換の仕組みを通じて、この協定によって必要とされる情報を取得の機会・利益配分委員会に対して利用可能なものとする。当該情報には、次のものを含める。

(a) 取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置

(b) 中央連絡先に関する連絡先の詳細その他関連する情報

(c) 締約国会議による決定に基づいて必要とされるその他の情報

5 取得の機会・利益配分委員会は、その権限に基づく活動（利益の配分、海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用、最良の慣行、手段及び方法、データの管理並びに得られた教訓を含む。）について、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協議を行い、及び情報の交換を促進することができる。

6 取得の機会・利益配分委員会は、5の規定に基づいて得られた情報に関し、締約国会議に勧告を行うこ

とができる。

第十六条 監視及び透明性

1 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動の監視及び透明性については、情報交換の仕組みへの通報及びこの部の規定に基づくB B N J標準バッチ識別記号の利用を通じ、並びに取得の機会・利益配分委員会による勧告に基づき締約国会議が採択する手続に従って、確保する。

2 締約国は、この部の規定に従い、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動並びに当該活動から生ずる利益の配分に関する当該締約国によるこの部の規定の実施について、取得の機会・利益配分委員会に対し定期的に報告書を提出する。

3 取得の機会・利益配分委員会は、情報交換の仕組みを通じて受領した情報に基づき報告書を作成し、及び締約国に対して当該報告書を利用可能なものとする。締約国は、当該報告書についての意見を提出することができる。同委員会は、当該報告書（受領した意見を含む。）を締約国会議の審議のために提出する。締約国会議は、同委員会の勧告を考慮して、この条の規定の実施のための適当な指針を決定すること

ができる。この場合には、締約国の能力及び事情を考慮する。

第三部 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置

第十七条 目的

この部の規定は、次のことを目的とする。

(a) 保護を必要とする区域を保全し、及び持続可能であるように利用すること（海洋保護区の間 of の生態学的に代表的であり、かつ、十分に連結した関係を伴う区域に基づく管理手段の包括的な体系を確立することを通じたものを含む。）。

(b) 国、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の間における区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の利用についての協力及び協調を強化すること。

(c) 生物の多様性及び生態系を保護し、保全し、回復させ、及び維持すること（それらの生産力及び健全性を向上させることを目的とするものを含む。）並びにストレスの要因（気候変動、海洋の酸性化及び海洋汚染に関連するものを含む。）に対する強靱性（じんせい）を強化すること。

- (d) 食料安全保障その他の社会経済的な目的（文化的価値の保護を含む。）を支援すること。
- (e) 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）を策定し、実施し、監視し、管理し、及び執行するに当たり能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を行うことを通じ、開発途上にある島嶼^{しよ}国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼^{しよ}国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）を支援すること。

第十八条 適用区域

区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定は、国の管轄の下にあるいかなる区域も含んではならず、及び主権、主権的権利又は管轄権に対する主張（これらに関連する紛争に関するものを含む。）を行い、又は否定するための根拠としてはならない。締約国会議は、そのような区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定に関する提案を決定のために審議してはならず、及びいかなる場合にも、そのような提案を主権、主権的権利又は管轄権に対する主張を承認し、又は否認するものと解してはならない。

第十九条 提案

1 この部の規定に基づく区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定に関する提案は、締約国が単独で又は共同して事務局に提出する。

2 締約国は、この部の規定に従い、提案の策定のため、適当な場合には、関連する利害関係者（国、世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社会、科学界、民間部門、先住民並びに地域社会を含む。）と協力し、及び協議を行う。

3 提案は、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を考慮して、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づいて作成する。

4 区域の特定に関する提案には、次の主要な要素を含める。

(a) 提案の対象となる区域に関する地理的又は空間的な説明であつて、附属書Ⅰに定める例示的な基準を用いたもの

(b) 附属書Ⅰに定めるいずれかの基準に関する情報並びに区域の特定に当たつて適用する基準であつて、

5の規定に従つて追加的に作成され、及び修正され得るものに関する情報

(c) 該当する場合には、その区域における人間活動（先住民及び地域社会による利用を含む。）及び当該

人間活動が及ぼすおそれのある影響

- (d) 特定された区域における海洋環境及び生物の多様性の状態に関する説明
 - (e) その区域に適用される保全及び適当な場合には持続可能な利用の目的に関する説明
 - (f) 特定の目的を達成するための管理計画案であって、提案する措置を網羅し、かつ、監視、調査及び検討に係る活動の概要を示すもの
 - (g) 該当する場合には、提案する区域及び措置の期間
 - (h) 該当する場合には、各国（隣接する沿岸国並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関を含む。）と行った協議に関する情報
 - (i) 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の下で実施する区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）に関する情報
 - (j) 関連する科学的な意見並びに可能な場合には、先住民及び地域社会の伝統的な知識
- 5 区域の特定のための例示的な基準については、該当する場合には、附属書 I に定める例示的な基準を含めるものとし、締約国会議による審議及び採択のため、科学技術機関が必要に応じて追加的に作成し、及

び修正することができる。

6 科学技術機関は、必要に応じ、締約国会議による審議及び採択のため、提案の内容に関する追加的な要件（5に規定する例示的な基準の適用の方法を含む。）及び4（b）に規定する提案に関する指針を定める。

第二十条 提案の公表及び予備的な検討

事務局は、書面による提案を受領した場合には、当該提案を公に利用可能なものとし、及び予備的な検討のため科学技術機関に送付する。当該予備的な検討は、前条の規定に基づいて必要とされる情報（この部及び附属書Iに定める例示的な基準を含む。）が当該提案に含まれていることを確認することを目的とする。事務局は、当該予備的な検討の結果を、公に利用可能なものとし、及び提案国に伝達する。提案国は、科学技術機関による当該予備的な検討を考慮した上で、当該提案を事務局に再送付する。事務局は、締約国に通報し、及び再送付された提案を公に利用可能なものとし、並びに次条の規定に従って協議を促進する。

第二十一条 提案に関する協議及び評価

1 第十九条の規定に従って提出された提案に関する協議は、包摂的で透明性のある、かつ、全ての関連する利害関係者（国、世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社会、科学界、先住民並び

に地域社会を含む。）に開かれたものとする。

2 事務局は、次のとおり協議を促進し、及び情報を収集する。

(a) 各国（特に隣接する沿岸国）に対し、通報し、及び特に次の事項を提出するよう要請する。

(i) 提案の利点及び地理的範囲に関する見解

(ii) その他の関連する科学的な意見

(iii) 国の管轄の下にある区域の内外にある隣接する区域又は関連する区域における既存の措置又は活動に関する情報

(iv) 提案が国の管轄の下にある区域に及ぼす潜在的な影響に関する見解

(v) その他の関連する情報

(b) 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に対し、通報し、及び特に次の事項を提出するよう要請する。

(i) 提案の利点に関する見解

(ii) その他の関連する科学的な意見

- (iii) 関連する区域又は隣接する区域につき当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関が採択した既存の措置に関する情報
- (iv) 管理計画案のための措置その他要素であつて、提案において特定され、当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関の権限の範囲内にあるものについてのあらゆる側面に関する見解
- (v) 関連する追加的な措置であつて、当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関の権限の範囲内にあるものに関する見解
- (vi) その他の関連する情報
- (c) 関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の関連する利害関係者に対し、特に次の事項を提出するよう要請する。
 - (i) 提案の利点に関する見解
 - (ii) その他の関連する科学的な意見
 - (iii) 先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識
 - (iv) その他の関連する情報

3 事務局は、2の規定に従って受領した提出物を公に利用可能なものとする。

4 提案国は、提案する措置が国の排他的経済水域によって完全に囲まれた区域に影響を及ぼす場合には、次のことを行う。

(a) 当該国と対象を特定した積極的な協議（事前通報を含む。）を行うこと。

(b) 提案する措置に関する当該国の見解及び意見を検討し、当該見解及び意見に明示的に対処する書面による回答を行い、並びに適当な場合には、これに応じて当該措置を修正すること。

5 提案国は、協議の期間中に受領した提出物並びに科学技術機関からの見解及び情報を検討し、並びに適当な場合には、これに応じて提案を修正し、又は提案に反映しなかった実体的な内容を含む提出物に対して回答する。

6 協議は、定められた期限までに行う。

7 修正された提案は、科学技術機関に提出するものとし、科学技術機関は、当該提案を評価し、及び締約国会議に勧告を行う。

8 協議及び評価に係る手続の方法（期間を含む。）については、開発途上にある島嶼^{しよ}国の特別の事情を考

慮して、締約国会議による審議及び採択のため、必要に応じ、科学技術機関がその第一回会合において追加的に定める。

第二十二条 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定

1 締約国会議は、この部の規定に従って定める協議の手續の間に受領した提出物及び科学的な意見を考慮した最終的な提案及び管理計画案並びに科学技術機関の科学的な助言及び勧告に基づき、

(a) 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定及び関連する措置について決定を行う。

(b) 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力及び協調の上、当該法的文書、当該法的枠組み及び当該機関が採択した措置と両立する措置について決定を行うことができる。

(c) 提案された措置が他の世界的な、地域的な、小地域的な又は分野別の機関の権限の範囲内のものである場合には、この協定の締約国並びに世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に対し、それぞれの権限に従って、それらの法的文書、法的枠組み及び機関を通じて関連する措置の採択を促進するよう勧告を行うことができる。

2 締約国会議は、この条の規定に従って決定を行うに当たり、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の権限を尊重するものとし、また、当該法的文書、当該法的枠組み及び当該機関の権限を損なってはならない。

3 締約国会議は、区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）について、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力及び協調並びにそれらの間の協力及び協調を促進するため、並びに当該法的文書及び当該法的枠組みの下で、並びに当該機関によって採択された関連する措置についての協調を促進するため、定期的な協議を準備する。

4 締約国会議は、この部の規定の目的の達成及び実施に必要な場合には、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての国際的な協力及び協調を促進するため、関連する法的文書及び法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関によって採択された既存の区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）に係る仕組みを設けることについて、審議し、並びに1及び2の規定に従うことを条件として、適当なときは、決定することができる。

5 締約国会議がこの部の規定に従って採択する決定及び勧告は、国の管轄の下にある区域について採用する措置の実効性を損なってはならず、並びに条約に従い、全ての国の権利及び義務に妥当な考慮を払って行う。この部の規定に従って提案された措置が、条約に基づき沿岸国が主権的権利を行使する海面下の区域の海底及びその下に係る上部水域に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすことが合理的に予測される場合には、当該措置は、当該沿岸国の主権的権利に妥当な考慮を払うものとする。この目的のための協議は、この部の規定に従って実施する。

6 この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の全部又は一部がその後、後に沿岸国の管轄に含まれることとなった場合には、その沿岸国の管轄の下にある部分については、直ちに効力を失う。引き続きいずれの国の管轄にも属さない区域にある部分については、締約国会議がその次の回の会合において、必要に応じ、区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）を変更するか否か又は廃止するか否かを検討し、かつ、決定するまでの間、引き続き効力を有する。

7 締約国会議がこの部の規定に従って採択した区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）又は関連する措置であつて、関連する法的文書若しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、地域的な、小地域的

な若しくは分野別の機関が定められ、若しくは設置され、又はこれらの権限について変更が行われたことにより、その全部又は一部がその後当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関の権限の範囲に含まれることとなったものについては、締約国会議が、適当な場合には、当該法的文書、当該法的枠組み又は当該機関との緊密な協力及び協調を通じて、当該区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）又は当該関連する措置を維持し、変更し、又は廃止することを検討し、かつ、決定するまでの間、引き続き効力を有する。

第二十三条 意思決定

- 1 この部の規定に基づく決定及び勧告は、原則として、コンセンサス方式によって行う。
- 2 コンセンサスに達しない場合には、この部の規定に基づく決定及び勧告は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決でコンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われたことを締約国会議が決定した後、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で行う。
- 3 この部の規定に従って行われた決定は、当該決定が行われた締約国会議の会合の後百二十日で効力を生じ、全ての締約国を拘束する。

4 いずれの締約国も、3に定める百二十日間の期間内に事務局への書面による通告を行うことにより、この部の規定に従って採択された決定について異議を申し立てることができる。異議を申し立てた締約国は、当該決定に拘束されない。決定に対する異議は、事務局に対して書面で通告することにより、いつでも撤回することができる。この場合において、当該決定は、当該異議を撤回する旨の通告の日の後九十日で当該締約国を拘束する。

5 4の規定に従って異議を申し立てる締約国は、異議を申し立てる時に、次の一又は二以上の理由に基づく当該異議の理由についての説明を書面により事務局に提供する。

(a) 決定が、この協定に反し、又は当該異議を申し立てる締約国の条約に基づく権利及び義務に反するものであること。

(b) 決定が、当該異議を申し立てる締約国に対して法律上又は事実上不当に差別を行うものであること。

(c) 当該締約国が、決定を遵守するためのあらゆる合理的な努力を払った後において、当該異議を申し立てる時に、実行可能性の観点から当該決定を遵守することができないこと。

6 4の規定に従って異議を申し立てる締約国は、実行可能な範囲において、自己が異議を申し立てた決定

と同等の効果を有する代替的な措置又は取組方法を採用するものとし、また、自己が異議を申し立てた決定の実効性を損なうような措置を採用してはならず、又はそのような行動をとってはならない。ただし、当該措置又は当該行動が、異議を申し立てた締約国が条約に基づく権利を行使し、及び義務を履行するためには不可欠である場合は、この限りでない。

7 異議を申し立てた締約国は、第二十六条の規定に基づく監視及び検討の根拠を提供するため、4の規定に基づく通告の後に行われる締約国会議の次の通常会合に、及びその後は定期的に、6の規定の実施について報告する。

8 4の規定に従って申し立てた決定に対する異議については、異議を申し立てた締約国が引き続き必要であると認める場合に限り、事務局に対して書面による通告を行うことにより、当該決定の効力発生の後三年ごとに更新することができる。当該書面による通告には、最初の異議の申立ての際に提供した理由についての説明を含める。

9 8の規定に基づく更新の通告が受領されない場合には、異議は、自動的に撤回されたものとし、この場合において、決定は、当該異議が自動的に撤回された後百二十日で異議を申し立てた締約国を拘束する。

事務局は、当該異議が自動的に撤回される日の六十日前に当該異議を申し立てた締約国に通報する。

10 事務局は、この部の規定に従って採択された締約国会議の決定及び当該決定に対する異議を公に利用可能なものとし、並びに全ての国、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に送付する。

第二十四条 緊急措置

1 締約国会議は、自然現象又は人為的な災害がいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性に深刻又は回復不可能な害をもたらし、又はもたらすおそれがある場合には、その害が増幅しないことを確保するため、必要なときは、いずれの国の管轄にも属さない区域に緊急に適用される措置を採択するための決定を行う。

2 この条の規定に従って採択される措置は、関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関との協議の後、この協定の他の条の規定の適用を通じて、又は関連する法的文書若しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関によって、深刻又は回復不可能な害を適時に管理することができない場合にのみ、必要で

あると認められる。

3 緊急に採択される措置は、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づくものとし、並びに予防的な取組方法を考慮する。当該措置については、締約国が提案することができ、又は科学技術機関が勧告を行うことができ、及び締約国会議の会合と会合との間において採択することができる。当該措置は、暫定的なものとし、当該措置の採択の後、締約国会議の次回の会合で決定について再検討しなければならない。

4 緊急に採択される措置は、その効力発生の後二年で終了する。ただし、この部の規定に従って設定する区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置により、若しくは関連する法的文書若しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関が採択した措置により代替される場合には締約国会議によって、又は当該緊急に採択される措置を必要としていた状況が存在しなくなった場合には締約国会議の決定によって、それ以前に終了する。

5 緊急措置を定めるための手続及び指針（協議手続を含む。）は、必要に応じ、最も早い機会における締約国会議による審議及び採択のため、科学技術機関が作成する。当該手続は、包摂的で透明性のあるもの

とする。

第二十五条 実施

1 締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域で行われる自国の管轄又は管理の下にある活動が、この部の規定に従って採択された決定と整合的に行われることを確保する。

2 この協定のいかなる規定も、国際法に従い、この協定の目的の達成を支えるため、締約国が自国の国民及び船舶又は自国の管轄若しくは管理の下にある活動に関して、この部の規定に従って採択された措置に加えて、一層厳しい措置を採用することを妨げるものではない。

3 この部の規定に従って採択された措置の実施に当たっては、開発途上にある島嶼^{しよ}国又は後発開発途上国である締約国に直接又は間接に不均衡な負担を課すべきでない。

4 締約国は、この部の規定に従って締約国会議が行う決定及び勧告の実施を支援するため、適当な場合には、自国が構成国となっている関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関における措置の採択を促進する。

5 締約国は、この協定の締約国となる資格を有する国、特に、設定された区域に基づく管理手段（海洋保

護区を含む。)の対象となる区域において活動を行い、又は自国の船舶若しくは国民が活動する国に対し、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）に関する締約国会議の決定及び勧告の実施を支援する措置を採用するよう奨励する。

6 関連する法的文書若しくは法的枠組みの非締約国若しくは非参加国又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の非構成国である締約国であつて、当該法的文書及び当該法的枠組みの下で、並びに当該機関によって定められた措置を適用することに別段の合意をしないものは、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、条約及びこの協定に従って協力する義務を免除されない。

第二十六条 監視及び検討

1 締約国は、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の実施に関し、単独で又は共同して締約国会議に報告する。事務局は、その報告並びに2及び3に規定する情報及び検討を公に利用可能なものとする。

2 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関

は、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の目的を達成するために自らが採択した措置の実施に関する情報を締約国会議に提供するように要請される。

3 科学技術機関は、1及び2に規定する報告及び情報を考慮して、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置を監視し、及び定期的に検討する。

4 科学技術機関は、3に規定する検討において、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の実効性並びにそれらの目的の達成に向けた進捗状況について評価し、並びに締約国会議に助言及び勧告を与える。

5 締約国会議は、検討の後、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を考慮して、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、締約国会議が採択した区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の変更、延長又は廃止について、必要に応じ、決定又は勧告を行う。

第四部 環境影響評価

第二十七条 目的

この部の規定は、次のことを目的とする。

- (a) 締約国が評価を実施し、及び報告するための手続、基準その他要件を定めることにより、いずれの国の管轄にも属さない区域について環境影響評価に関する条約の規定を運用すること。
- (b) 海洋環境を保護し、及び保全するため、著しい悪影響を防止し、緩和し、及び管理するようこの部の規定の対象となる活動が評価され、及び実施されることを確保すること。
- (c) 累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における影響についての検討を支援すること。
- (d) 戦略的環境評価を定めること。
- (e) いずれの国の管轄にも属さない区域における活動について一貫した環境影響評価の枠組みを実現すること。
- (f) この協定の目的の達成を支えるため、締約国、特に開発途上国である締約国（とりわけ、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国^{しよ}、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）が環境影響評価及び戦略的環境評価を準備し、実施し、及び評価するための能力を構築し、及び強化すること。

第二十八条 環境影響評価を実施する義務

1 締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響がこの部の規定に従って評価されることを確保する。

2 国の管轄の下にある海域で実施される計画された活動を管轄し、又は管理する締約国は、当該活動がいずれの国の管轄にも属さない区域において実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると判断する場合には、当該活動の環境影響評価がこの部の規定に従って実施され、又は環境影響評価が自国の国内手続に従って実施されることを確保する。自国の国内手続に従って環境影響評価を実施する締約国は、次のことを行う。

- (a) 国内手続の期間中、適時に情報交換の仕組みを通じて関連情報を利用可能なものとする。
- (b) 自国の国内手続に定める要件に適合する方法で当該活動が監視されることを確保すること。
- (c) この協定に規定する情報交換の仕組みを通じて環境影響評価報告書及び関連する監視報告書を利用可能なものとする。

3 科学技術機関は、2(a)に規定する情報を受領した場合には、計画された活動を管轄し、又は管理する締約国に対して意見を提出することができる。

第二十九条 この協定と関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小

地域的な及び分野別の機関の下で行われる環境影響評価の手続との間の関係

1 締約国は、自国が構成国となっている関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関において、環境影響評価の利用並びに第三十八条の規定に従って作成される規格又は指針の採択及び実施を促進する。

2 締約国会議は、科学技術機関が、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関であつていずれの国の管轄にも属さない区域における活動を規制し、又は海洋環境を保護するものと協力するための仕組みをこの部の規定の下で設ける。

3 科学技術機関は、第三十八条の規定に従い、この協定の締約国がいずれの国の管轄にも属さない区域における活動について環境影響評価を実施するための規格又は指針を作成し、又は更新する場合において、適当なときは、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分

野別の機関と協力する。

4 いずれの国の管轄にも属さない区域における計画された活動について、当該活動を管轄し、又は管理する締約国が次の要件を満たしていると判断する場合には、選別又は環境影響評価を実施する必要はない。

(a) 計画された活動又は活動の区分の潜在的な影響が、他の関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の定める要件に従って評価されていること。

(b) (i) 計画された活動に対して既に行われた評価がこの部の規定に基づいて要求される評価と同等のものであり、かつ、その評価の結果が考慮されているか、又は、

(ii) 評価に基づいて作成された関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の規制又は規格が、この部の規定に基づく環境影響評価のための基準を下回る形で潜在的な影響を防止し、緩和し、又は管理するために設計され、かつ、当該規制又は規格が遵守されていること。

5 いずれの国の管轄にも属さない区域における計画された活動の環境影響評価が関連する法的文書若しく

は法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の下で実施された場合には、関係する締約国は、環境影響評価報告書が情報交換の仕組みを通じて公表されることを確保する。

6 4 (b)(i)に規定する基準を満たす計画された活動が、関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の下で監視及び検討の対象となる場合を除くほか、締約国は、当該活動を監視し、及び検討し、並びにその監視及び検討に関する報告書が情報交換の仕組みを通じて公表されることを確保する。

第三十条 環境影響評価を実施するための基準及び要素

1 計画された活動の海洋環境に及ぼす影響が軽微若しくは一時的な影響を上回るおそれがある場合又は当該活動の影響が不明であるか若しくは十分に理解されていない場合には、当該活動を管轄し、又は管理する締約国は、当該活動につき、2に規定する要素を用いて次条の規定に従って選別を実施するものとし、かつ、次の要件が満たされなければならない。

(a) 当該選別は、当該活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由があるか否かを締約国が評価するために十分に詳細なも

のとし、次の事項を含める。

- (i) 当該活動についての説明（目的、場所、期間及び程度を含む。）
- (ii) 潜在的な影響に関する初期の分析（累積的な影響の検討及び適当な場合には当該活動の代替案についての検討を含む。）

- (b) 当該選別に基づき、当該活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由が締約国にあると判断される場合には、この部の規定に従って環境影響評価を実施する。

2 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動が1に規定する基準を満たすか否かを判断するに当たり、次の要素（全てを網羅したものではない。）を検討する。

- (a) 当該活動の種類、当該活動に使用する技術及び当該活動の実施方法
- (b) 当該活動の期間
- (c) 当該活動の場所
- (d) (c)に規定する場所（特に生態学的又は生物学的な重要性又は脆弱性を有する区域を含む。）の特性及

び生態系

(e) 当該活動の潜在的な影響（潜在的な累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における潜在的な影響を含む。）

(f) 当該活動の影響が不明であるか又は十分に理解されていない程度

(g) 他の関連する生態学的又は生物学的基準

第三十一条 環境影響評価の過程

1 締約国は、この部の規定に基づく環境影響評価の実施の過程において、次の手順が含まれることを確保する。

(a) 選別

締約国は、前条の規定に従い、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動について環境影響評価が必要であるか否かを決定するための選別を適時に実施し、及びその決定を公に利用可能なものとする。

(i) 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動について環境影響評価を必要としない旨

を決定する場合には、関連する情報（前条1(a)に掲げるものを含む。）をこの協定に規定する情報交換の仕組みを通じて公に利用可能なものとする。

(ii) 締約国は、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、(i)の規定に従って行われた決定の公表から四十日以内に、当該決定を行った締約国及び科学技術機関に対し、当該決定に係る計画された活動の潜在的な影響に関する自国の見解を登録することができる。

(iii) 自国の見解を登録した締約国が、決定が行われた計画された活動の潜在的な影響について懸念を表明した場合には、当該決定を行った締約国は、当該懸念を考慮するものとし、及び当該決定について再検討することができる。

(iv) 科学技術機関は、(ii)の規定に従って締約国が登録した懸念を考慮するに当たり、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、計画された活動の潜在的な影響を検討するものとし、及び評価することができるとし、並びに適当な場合には、決定を行った締約国に対し登録された懸念について回答する機会を与え、及びその回

答を考慮した後で、当該締約国に勧告を行うことができる。

(v) (i)の規定に従って決定を行った締約国は、科学技術機関のいかなる勧告も考慮する。

(vi) 登録された見解及び科学技術機関の勧告は、公に利用可能なものとする（情報交換の仕組みを通じて公に利用可能なものとする場合を含む。）。

(b) 範囲の選定

締約国は、主要な環境上の影響その他関連する影響（例えば、経済的な、社会的な、文化的な及び人の健康に対する影響。潜在的な累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における影響を含む。）及び該当する場合には、この部の規定に従って実施される環境影響評価に含まれる計画された活動の代替案が特定されることを確保する。範囲については、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて定める。

(c) 影響の評価

締約国は、計画された活動の影響（累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における影響を含む。）が、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連す

る伝統的な知識を用いて評価されることを確保する。

(d) 潜在的な悪影響の防止、緩和及び管理

締約国は、次のことが行われることを確保する。

(i) 著しい悪影響を回避するため、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動の潜在的な悪影響を防止し、緩和し、及び管理するための措置を特定し、及び分析すること。当該措置には、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動の代替案についての検討を含めることができる。

(ii) 適当な場合には、(i)に規定する措置を環境管理計画に組み込むこと。

(e) 締約国は、次条の規定に従って公の通報及び協議が行われることを確保する。

(f) 締約国は、第三十三条の規定に従って環境影響評価報告書が作成され、及び公表されることを確保する。

2 締約国は、特に開発途上にある島嶼^{しよ}国の管轄又は管理の下にある計画された活動について、共同で環境影響評価を実施することができる。

3 科学技術機関は、専門家の名簿を作成する。能力に制約がある締約国は、自国の管轄又は管理の下にあ

る計画された活動について選別及び環境影響評価を実施し、及び評価するため、当該専門家に助言及び支援を要請することができる。当該専門家は、同一の活動の環境影響評価の過程の他の部分における専門家として任命することができない。当該助言及び支援を要請した締約国は、検討及び意思決定のため当該環境影響評価が自国に提出されることを確保する。

第三十二条 公の通報及び協議

1 締約国は、環境影響評価の過程における全ての国（特に、隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であつて潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの）及び利害関係者の参加のため、計画された活動に関し、適時に公の通報を行い（情報交換の仕組みを通じて公表すること及び事務局を通じて公表することを含む。）、並びに実行可能な限り、期限を定めて計画的及び効果的な参加の機会を設けることを確保する。締約国は、当該活動を許可するか否かを決定する前に、環境影響評価の過程を通して（適当な場合には、前条1(b)の規定に従い環境影響評価の範囲を選定するとき及び次条の規定に従い環境影響評価報告書の案が作成されたときを含む。）、公の通報を行い、及び参加の機会（意見の提出を通じたものを含む。）を設ける。

2 潜在的に最も影響を受ける可能性のある国については、計画された活動の性質及び当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を考慮して決定されるものとし、次の国を含む。

(a) 天然資源を探索し、開発し、保存し、又は管理するための自国の主権的権利の行使が当該活動によって影響を受けると合理的に信ずるに足りる沿岸国

(b) 当該活動が行われる区域において、影響を受けると合理的に信ずるに足りる人間活動（経済活動を含む。）を実施する国

3 環境影響評価の過程における利害関係者には、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社会、科学界並びに公衆を含む。

4 公の通報及び協議は、第四十八条3の規定に従い、包摂的で透明性のある、かつ、適時に行われるものとし、及び開発途上にある島嶼国しよが関与する場合には、対象を特定した積極的なものとする。

5 締約国は、協議の手続において受領した実質的な意見（隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受ける可能性のあるものからの意見を含む。）について検討し、回答を行い、又は対処する。締約国は、国の管轄の下にある区域における潜在的な影響に関する意見を特に考慮

し、及び適当な場合には、当該意見に明示的に対処する書面による回答（当該潜在的な影響に対処することを意図した追加的な措置に関する回答を含む。）を行う。締約国は、受領した意見及び当該意見に対する回答又は当該意見に対処した方法についての説明を公表する。

6 締約国は、計画された活動が国の排他的経済水域によって完全に囲まれた公海の区域に影響を及ぼす場合には、次のことを行う。

- (a) そのような周囲の国と対象を特定した積極的な協議（事前通報を含む。）を行うこと。
- (b) 当該活動に関するそれらの周囲の国の見解及び意見を検討し、当該見解及び意見に明示的に対処する書面による回答を行い、並びに適当な場合には、これに応じて当該活動を修正すること。

7 締約国は、この協定の規定に基づく環境影響評価の過程に関連する情報へのアクセスを確保する。この7の規定にかかわらず、締約国は、秘密の又は専有する情報の開示を要求されない。秘密の又は専有する情報が編集された事実については、公の文書に明示するものとする。

第三十三条 環境影響評価報告書

1 締約国は、この部の規定に従って実施されるいかなる環境影響評価についても、環境影響評価報告書が

作成されることを確保する。

2 環境影響評価報告書には、少なくとも次の情報を含める。

計画された活動（その場所を含む。）についての説明

範囲の選定の実施の結果についての説明

影響を受けるおそれのある海洋環境の基本評価

潜在的な影響（潜在的な累積的な影響及び国の管轄の下にある区域におけるあらゆる影響を含む。）
についての説明

防止、緩和及び管理のための潜在的な措置についての説明

不確実性及び知識の欠如についての説明

公の協議の手続についての情報

計画された活動の合理的な代替案の検討についての説明

事後の措置（環境管理計画を含む。）についての説明

平易な要約

3 締約国は、科学技術機関が環境影響評価報告書を検討し、及び評価する機会を提供するため、公の協議の手續において情報交換の仕組みを通じて当該報告書の案を利用可能なものとする。

4 科学技術機関は、適当な場合には、適時に、締約国に対し環境影響評価報告書の案について意見を述べることができる。当該締約国は、科学技術機関によるいかなる意見も考慮する。

5 締約国は、環境影響評価報告書を公表する（情報交換の仕組みを通じて公表する場合を含む。）。事務局は、情報交換の仕組みを通じて当該報告書が公表される場合には、全ての締約国に対して適時に通報することを確保する。

6 科学技術機関は、指針の作成（最良の慣行の特定を含む。）のため、この協定に基づく関連する慣行、手續及び知見に基づき、最終的な環境影響評価報告書を考慮する。

7 科学技術機関は、指針の作成（最良の慣行の特定を含む。）のため、この協定に基づく関連する慣行、手續及び知見に基づき、第三十条及び第三十一条の規定に従って環境影響評価を実施するか否かを決定するための選別の手續において使用した公表された情報の選定について考慮し、及び検討する。

第三十四条 意思決定

1 計画された活動が自国の管轄又は管理の下にある締約国は、当該活動を実施することができるか否かを決定する責任を負う。

2 この部の規定に従って計画された活動を実施することができると決定する場合には、この部の規定に従って実施された環境影響評価を十分に考慮する。締約国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可するための決定は、当該締約国が、緩和又は管理のための措置を考慮して、海洋環境に及ぼす著しい悪影響の防止に適合する方法で当該活動を実施することができることを確保するためのあらゆる合理的な努力を払ったと判断した場合にのみ、行う。

3 決定に係る文書は、緩和のための措置及び事後の要件に関する承認の条件を明確に規定する。決定に係る文書は、公表される（情報交換の仕組みを通じて公表される場合を含む。）。

4 締約国会議は、締約国の要請に基づき、当該締約国が自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を実施することができるか否かを決定するに際し、当該締約国に対して助言及び支援を与えることができる。

第三十五条 許可された活動の影響の監視

締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域における活動であつて自国が許可し、又は従事するものが、海洋環境を汚染し、又は海洋環境に悪影響を及ぼすおそれがあるか否かを判断するため、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて、当該活動の影響を監視する。特に、締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動の承認に当たって定める条件に従い、許可された活動に係る環境上の影響その他関連する影響（例えば、経済的な、社会的な、文化的な及び人の健康に対する影響）を監視する。

第三十六条 許可された活動の影響に関する報告

1 締約国は、単独で行動するか共同して行動するかを問わず、許可された活動の影響及び前条の規定に基づいて要求される監視の結果を定期的に報告する。

2 監視報告書は、公表される（情報交換の仕組みを通じて公表される場合を含む。）ものとし、科学技術機関は、当該監視報告書を検討し、及び評価することができる。

3 科学技術機関は、許可された活動の影響の監視に関する指針の作成（最良の慣行の特定を含む。）のため、この協定に基づく関連する慣行、手続及び知見に基づき、監視報告書を考慮する。

第三十七条 許可された活動及びその影響の検討

1 締約国は、第三十五条の規定に従って監視される許可された活動の影響が検討されることを確保する。

2 活動を管轄し、又は管理する締約国は、環境影響評価において予見されなかった性質上の若しくは重大性における著しい悪影響又は活動の承認に当たって定める条件の違反から生ずる著しい悪影響を特定する場合には、当該活動の許可に係る決定を再検討し、締約国会議、他の締約国及び公衆に通報し（情報交換の仕組みを通じて通報する場合を含む。）、並びに次のことを行う。

(a) それらの悪影響を防止し、緩和し、若しくは管理するための措置を提案し、及び実施することを要求し、若しくは他の必要な行動をとり、又は適当な場合には、当該活動を停止すること。

(b) (a)の規定に従ってとった措置又は行動を適時に評価すること。

3 科学技術機関は、前条の規定に従って受領した報告書に基づき、許可された活動が環境影響評価において予見されなかった著しい悪影響又は許可された活動に係る承認の条件の違反から生ずる著しい悪影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、当該活動を許可した締約国に通報し、及び適当なときは、当該締約国に勧告を行うことができる。

4 (a) 締約国は、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、活動を許可した締約国及び科学技術機関に対し、許可された活動が環境影響評価において予見されなかった性質上の若しくは重大性における著しい悪影響又は許可された活動に係る承認の条件の違反から生ずる著しい悪影響を及ぼすおそれがあるとの懸念を登録することができる。

(b) 活動を許可した締約国は、(a)に規定する懸念を考慮する。

(c) 科学技術機関は、締約国が登録した懸念を考慮するに当たり、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、その事項を検討するものとし、及び評価することができるとし、また、許可された活動が環境影響評価において予見されなかった著しい悪影響又は許可された活動に係る承認の条件の違反から生ずる著しい悪影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、当該活動を許可した締約国に通報することができるとし、並びに当該締約国に対し当該懸念について回答する機会を与え、及びその回答を考慮した後で、適当な場合には、当該締約国に勧告を行うことができる。

(d) 登録された懸念並びに科学技術機関が行った通報及び勧告は、公に利用可能なものとする（情報交換の仕組みを通じて公に利用可能なものとする場合を含む。）。

(e) 活動を許可した締約国は、科学技術機関によるいかなる通報及び勧告も考慮する。

5 全ての国（特に、隣接する沿岸国その他活動に隣接する国であつて潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの）及び利害関係者は、情報交換の仕組みを通じて随時通報を受けるものとし、この協定に従つて許可された活動に係る監視、報告及び検討の手續において協議を受けることができる。

6 締約国は、次の事項を公表する（情報交換の仕組みを通じて公表する場合を含む。）。

(a) 許可された活動の影響の検討に関する報告書

(b) 決定に係る文書（締約国が活動の許可に係る決定を変更した場合には、当該締約国による決定の理由を記録したものを含む。）

第三十八条 科学技術機関が作成する環境影響評価に関連する規格又は指針

1 科学技術機関は、締約国会議による審議及び採択のため、次の事項に関する規格又は指針を作成する。

(a) 計画された活動について第三十条の規定に基づく選別又は環境影響評価の実施のための基準を満たし

ているか否か又は超えているか否かの判断（同条2に規定する要素（全てを網羅したものではない。）に基づくものを含む。）

(b) いずれの国の管轄にも属さない区域における累積的な影響の評価及び環境影響評価の過程において当該累積的な影響をどのように考慮すべきか。

(c) いずれの国の管轄にも属さない区域における計画された活動による国の管轄の下にある区域における影響の評価及び環境影響評価の過程において当該影響をどのように考慮すべきか。

(d) 第三十二条の規定に基づく公の通報及び協議の手續（何が秘密の又は専有する情報を構成するかかの判断を含む。）

(e) 第三十三条の規定に基づく環境影響評価報告書及び選別の手續において使用した公表された情報について必要とされる内容（最良の慣行を含む。）

(f) 第三十五条及び第三十六条に規定する許可された活動の影響に係る監視及び報告（最良の慣行の特定を含む。）

(g) 戦略的環境評価の実施

2 科学技術機関は、また、締約国会議による審議及び採択のため、規格及び指針（次の事項に関するものを含む。）を作成することができる。

(a) 環境影響評価を必要とする活動又は必要としない活動の一覧（例示的なものであって全てを網羅するものではない。）及びこれらの活動に関連する基準であって定期的に更新されるもの

(b) 保護又は特別の注意を必要とするものとして特定された区域におけるこの協定の締約国による環境影響評価の実施

3 いかなる規格についても、第七十四条の規定に従って、この協定の附属書に定める。

第三十九条 戦略的環境評価

1 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動に関連する計画であっていずれの国の管轄にも属さない区域で実施されるものについて、当該計画及びその代替案が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を評価するため、単独で又は他の締約国と協力して、戦略的環境評価の実施を検討する。

2 締約国会議は、区域又は地域に関する入手可能な最良の情報を取りまとめ、及び統合し、現在の及び将来における潜在的な影響を評価し、並びにデータの欠如及び研究の優先度を特定するため、当該区域又は

地域の戦略的環境評価を実施することができる。

3 締約国は、この部の規定に従って環境影響評価を実施する場合において、可能なときは、1及び2の規定に従って実施された関連する戦略的環境評価の結果を考慮する。

4 締約国会議は、この条に規定する戦略的環境評価の各区分の実施に関する指針を作成する。

第五部 能力の開発及び海洋技術の移転

第四十条 目的

この部の規定は、次のことを目的とする。

(a) この協定の目的を達成するため、この協定の規定の実施について締約国（特に開発途上国である締約国）を支援すること。

(b) この協定に基づいて行われる活動において、包摂的、衡平及び効果的な協力及び参加を可能とすること。

(c) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する海洋科学及び海洋技術の分野における締約国（特に開発途上国である締約国）の能力（研究に関する能

力を含む。)を向上させること(開発途上国である締約国による海洋技術へのアクセス及び開発途上国である締約国に対する海洋技術の移転を通じたものを含む。)

(d) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する知見を増進し、普及し、及び共有すること。

(e) とりわけ、次の事項に関する目的を達成するため、この協定に基づく能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を通じて、開発途上国である締約国(特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼^{しよ}国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国)を支援すること。

(i) 第九条の規定に反映されている海洋遺伝資源(利益の配分を含む。)

(ii) 第十七条の規定に反映されている区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)等の措置

(iii) 第二十七条の規定に反映されている環境影響評価

第四十一条 能力の開発及び海洋技術の移転における協力

1 締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海洋技術の発展及び移転を通じてこの協定の目的を達成する

ため、直接に、又は関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関を通じて、締約国（特に開発途上国である締約国）を支援するために協力する。

2 締約国は、この協定に基づいて能力の開発及び海洋技術の移転を行うに当たり、全ての段階及びあらゆる形態で協力する。そのような協力には、全ての関連する利害関係者（適当な場合には、民間部門、市民社会、伝統的な知識を有する者としての先住民及び地域社会等）と連携し、及び当該利害関係者を関与させ、並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の間の協力及び協調を強化することを通じて協力する場合を含む。

3 締約国は、この部の規定の実施に当たり、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国^{しよ}、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）の特別の要請を十分に認識する。締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の提供につき重い報告の義務を条件としないことを確保する。

第四十二条 能力の開発及び海洋技術の移転の方法

1 締約国は、その能力の範囲内で、この協定の規定に従い、開発途上にある島嶼国^{しよ}及び後発開発途上国の

特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国の能力の開発を確保し、並びに特に海洋技術の移転を必要とし、及び要請する開発途上国である締約国に対して海洋技術の移転を行うために協力する。

2 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、1に規定する能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を支援し、並びに他の支援の提供元へのアクセスを容易にするための資源を提供する。

3 能力の開発及び海洋技術の移転は、各国主導の、透明性のある、効果的な及び反復的な過程であって、参加型の、横断的な及びジェンダーに配慮したものとするべきである。能力の開発及び海洋技術の移転は、適当な場合には既存の計画に立脚したものとし、及び既存の計画と重複して行わないものとし、並びに得られた教訓（関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の下での能力の開発及び海洋技術の移転に関する活動から得られたものを含む。）を指針とする。能力の開発及び海洋技術の移転に当たっては、効率及び成果を最大にするため、できる限り当該活動を考慮する。

4 能力の開発及び海洋技術の移転は、開発途上にある島嶼国^{しよ}及び後発開発途上国の特別の事情を考慮し

て、個々の場合に応じた、小地域的な又は地域的なニーズの評価を通じて特定された開発途上国である締約国のニーズ及び優先度に基づいたものとし、及び対応したものとする。当該ニーズ及び優先度については、自ら評価し、又は能力開発・海洋技術移転委員会及び情報交換の仕組みを通じて促進することができ

第四十三条 海洋技術の移転に関する追加的な方法

1 締約国は、この協定に基づいて、及びこの協定の目的を十分に達成するために行われる活動への包摂的、衡平及び効果的な協力及び参加のため、技術の発展及び移転を十分に実現することについての重要性に関する長期的な展望を共有する。

2 この協定に基づいて行われる海洋技術の移転は、公正かつ最も有利な条件（緩和された、かつ、特惠的な条件を含む。）で、並びに相互に合意する条件及びこの協定の目的に従って、実施される。

3 締約国は、開発途上にある島嶼国^{しよ}及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国に対する海洋技術の移転のための経済的及び法的な条件を促進し、及び奨励する。これには、企業及び機関に奨励措置を提供することを含めることができる。

4 海洋技術の移転は、当該海洋技術についての全ての権利を考慮し、全ての正当な利益（特に、海洋技術の所有者、提供者及び受領者の権利及び義務を含む。）に妥当な考慮を払い、並びにこの協定の目的を達成するための開発途上国の利益及びニーズに特別の考慮を払って、実施する。

5 この部の規定に基づいて移転される海洋技術は、開発途上にある島嶼国^{しよ}及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国にとって適切な及び関連性を有するものであって、可能な限り、信頼性のある、負担しやすい費用の、最新の、環境上適正な及び利用可能な形式によるものとする。

第四十四条 能力の開発及び海洋技術の移転の種類

1 第四十条に規定する目的の達成を支えるため、能力の開発及び海洋技術の移転の種類には、次のような人的な、財務管理上の、科学的な、技術的な、組織上の及び制度的な資源その他の資源に係る締約国の能力の創出又は向上のための支援を含めることができるが、これらに限定されない。

(a) 関連するデータ、情報、知見及び研究成果の共有及び利用

(b) 情報の普及及び啓発（先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関するものであって、当該先住民及び適当な場合には当該地域社会の自由意思による情報に基づく事前の同意によるものを含む。）

- (c) 関連する基盤（設備並びにその利用及び維持のための要員の能力を含む。）の構築及び強化
- (d) 制度的能力及び国の規制の枠組み又は仕組みの構築及び強化
- (e) 交流、研究協力、技術的な支援、教育及び訓練並びに海洋技術の移転を通じた人的な及び財務管理上の資源に係る能力並びに技術的な専門知識の構築及び強化
- (f) 手引、指針及び規格の作成及び共有
- (g) 技術的な、科学的な及び研究開発に関する計画の策定
- (h) この協定の対象となる活動の効果的な監視、管理及び監督のための能力及び技術的手段の構築及び強化

- 2 この条の規定において特定される能力の開発及び海洋技術の移転の種類に関する更なる細目は、附属書Ⅱに定める。

- 3 締約国会議は、能力開発・海洋技術移転委員会の勧告を考慮して、技術の進歩及び技術革新を反映し、並びに国、小地域及び地域の発展するニーズに対応し、及び適応するため、附属書Ⅱに詳細を定める能力の開発及び海洋技術の移転の種類の一覧（例示的なものであつて全てを網羅するものではない。）に関する

る指針を必要に応じて定期的に検討し、評価し、更に発展させ、及び提供する。

第四十五条 監視及び検討

1 この部の規定に従って行われる能力の開発及び海洋技術の移転は、定期的に監視され、及び検討される。

2 能力開発・海洋技術移転委員会は、締約国会議の権限の下で、次のことを目的として、1に規定する監視及び検討を行う。

(a) 第四十二条4の規定に従い、開発途上国である締約国の特別の要請並びに開発途上にある島嶼^{しよ}国及び後発開発途上国の特別の事情に特別の考慮を払って、能力の開発及び海洋技術の移転に関する開発途上国である締約国のニーズ及び優先度を評価し、及び検討すること。

(b) 必要とされ、提供され、及び動員された支援並びに開発途上国である締約国のこの協定に関連する評価されたニーズを満たす上での隔たりを検討すること。

(c) 第五十二条の規定に基づいて設置される資金供与の制度に基づく資金であって、能力の開発及び海洋技術の移転を推進し、及び実施するためのもの（ニーズの評価の実施のためのものを含む。）を特定

し、及び動員すること。

(d) 合意された指標に基づいて実施状況を測定し、及び結果に基づく分析（この協定に基づく能力の開発及び海洋技術の移転の結果、成果、進捗状況及び実効性並びに成功及び課題に関するものを含む。）を検討すること。

(e) 事後の活動のための勧告（この協定の目的を達成するため、開発途上にある島嶼^{しよ}国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国がこの協定の実施を強化することを可能とするために、能力の開発及び海洋技術の移転をいかなる方法で一層強化することができるかについての勧告を含む。）を行うこと。

3 締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の監視及び検討を支援するに当たり、能力開発・海洋技術移転委員会に報告書を提出する。当該報告書は、同委員会の勧告を考慮して、締約国会議が決定する様式及び間隔で提出すべきである。締約国は、報告書の提出に当たり、適当な場合には、地域的及び小地域的な機関からの能力の開発及び海洋技術の移転に関する意見を考慮する。締約国が提出した報告書並びに地域的及び小地域的な機関からの能力の開発及び海洋技術の移転に関する意見は、公に利用可能なものとすべ

きである。締約国会議は、特に開発途上国である締約国にとって、報告の義務が簡素化されたものであつて重いものでないもの（費用及び時間についての要件に関するものを含む。）とすることを確保する。

第四十六条 能力開発・海洋技術移転委員会

1 この協定により能力開発・海洋技術移転委員会を設置する。

2 能力開発・海洋技術移転委員会は、ジェンダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮し、並びに同委員会において後発開発途上国、開発途上にある島嶼国及び内陸国である開発途上国からの委員が代表することについて定めた上で、この協定の最善の利益のために客観的に職務を遂行するための適当な資格及び専門知識を有する委員であつて、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。同委員会の運営のための付託事項及び方法は、締約国会議がその第一回会合において決定する。

3 能力開発・海洋技術移転委員会は、報告書及び勧告を提出する。締約国会議は、当該報告書及び勧告を検討し、並びに適当なときは、当該報告書及び勧告について措置をとる。

第六部 制度的な措置

第四十七条 締約国会議

- 1 この協定により締約国会議を設置する。
- 2 締約国会議の第一回会合は、国際連合事務総長がこの協定の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催する。締約国会議の特別会合は、手続規則に従い、その他の場合において開催することができる。
- 3 締約国会議は、通常、事務局の所在地又は国際連合本部において会合する。
- 4 締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその補助機関の手続規則並びに締約国会議の予算並びに事務局及び当該補助機関の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式によって採択するものとし、その後は、締約国会議が新たな補助機関を設置する場合には、その手続規則及び財政規則をコンセンサス方式によって採択する。手続規則が採択されるまでの間については、海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する法的拘束力のある国際的な文書についての政府間会議の手続規則が適用される。
- 5 締約国会議は、決定及び勧告をコンセンサス方式によって採択するためにあらゆる努力を払う。この協定に別段の定めがある場合を除くほか、コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、

実質問題についての締約国会議の決定及び勧告は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択するものとし、手続問題についての決定は、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で採択する。

6 締約国会議は、この協定の実施を常に検討し、及び評価し、並びにこの目的のために次のことを行う。

- (a) この協定の実施に関連する決定及び勧告を採択すること。
- (b) この協定の実施に関連する締約国間の情報の交換を検討し、及び促進すること。
- (c) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組の間の整合性を促進することを目的として、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力及び協調並びにそれらの間の協力及び協調を促進すること（適当な手続を定めることによるものを含む）。

(d) この協定の実施を支援するために必要と認められる補助機関を設置すること。

(e) コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で、締約国会議が決定する頻度で、締約国会議が決定する会計期間に関する予

算を採択すること。

(f) この協定において特定され、又はこの協定の実施のために必要とされるその他の任務を遂行すること。

7 締約国会議は、その権限の範囲内の事項について提出された提案のこの協定との適合性に関する法律問題について勧告的意見を与えるよう国際海洋法裁判所に要請することを決定することができる。他の世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の権限の範囲内の事項又は大陸若しくは島の領土に対する主権その他の権利若しくはこれらに対する主張に関する紛争若しくはある区域の国の管轄の下にある区域としての法的地位についての検討が必要となる事項については、勧告的意見を要請してはならない。要請には、勧告的意見が求められている法律問題の範囲を示すものとする。締約国会議は、勧告的意見の付与について、緊急に処理を要する事項として取り扱われるよう要請することができる。

8 締約国会議は、この協定の効力発生から五年以内に、その後は締約国会議が決定する間隔で、この協定の規定の妥当性及び有効性を評価し、及び検討するものとし、必要な場合には、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に一層適切に取り組むため、この協定

の規定の実施を強化する方法を提案する。

第四十八条 透明性

- 1 締約国会議は、この協定に基づいて行われる意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。
- 2 全ての締約国会議の会合及びその補助機関の会合は、締約国会議が別段の決定を行う場合を除くほか、手続規則に従って参加するオブザーバーに開放される。締約国会議は、その決定の公的な記録を公表し、及び保持する。

- 3 締約国会議は、適当な場合には、この協定の規定に従い、情報を公に周知すること並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の関連する利害関係者の参加並びに当該利害関係者との協議を促進することを通じて行う場合を含め、この協定の実施における透明性を促進する。

- 4 この協定の非締約国並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の関連する利害関係者の代表者であつて、締約国会議に関する事項に利害関係を有するものは、締約国会議の会合及びその補助機関の会合に才

ブザーバーとして参加することを要請することができる。締約国会議の手続規則は、そのような参加の方法について定めるものとし、これらの会合への参加に関して不当に制限的であってはならない。手続規則は、また、当該代表者が全ての関連する情報に適時にアクセスすることができることを定めるものとする。

第四十九条 科学技術機関

1 この協定により科学技術機関を設置する。

2 科学技術機関は、学際的な専門知識（関連する科学的及び技術的な専門知識並びに先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関する専門知識を含む。）の必要性、ジェンダーの均衡及び地理的に衡平に代表されることを考慮して、専門家の資格で、及びこの協定の最善の利益のために職務を遂行する適当な資格を有する委員であつて、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。科学技術機関の運営のための付託事項及び方法（選出の手続及び委員の任務の期間を含む。）は、締約国会議がその第一回会合において決定する。

3 科学技術機関は、必要に応じ、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、

小地域的な及び分野別の機関並びに他の科学者及び専門家からの適当な助言を参考とすることができる。

- 4 科学技術機関は、締約国会議の権限及び指導の下で、2に規定する学際的な専門知識を考慮して、締約国会議に科学的及び技術的な助言を行い、この協定に基づいて与えられる任務及び締約国会議が決定するその他の任務を遂行し、並びにその活動について締約国会議に報告する。

第五十条 事務局

- 1 この協定により事務局を設置する。締約国会議は、その第一回会合において、事務局の任務の遂行のための措置（事務局の所在地の決定を含む。）をとる。

- 2 国際連合事務総長は、事務局がその任務を開始するまでの間、国際連合事務局法務部海事・海洋法課を通じて、この協定に基づく事務局の任務を遂行する。

- 3 事務局及び接受国は、本部協定を締結することができる。事務局は、接受国の領域内において法的能力を享有し、並びに接受国からその任務の遂行に必要な特権及び免除を与えられる。

- 4 事務局は、次のことを行う。

- (a) 締約国会議及びその補助機関に対し、この協定の実施のための運営上の及び事務的な支援を提供する

こと。

(b) 締約国会議の会合及びこの協定に基づいて、又は締約国会議によって設置されるその他の機関の会合を準備し、並びにこれらの会合のための役務を提供すること。

(c) この協定の実施に関する情報を適時に送付すること（締約国会議の決定を公に利用可能なものとし、並びに当該決定を全ての締約国並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に送付することを含む。）。

(d) 適当な場合には、他の関連する国際機関の事務局との協力及び協調を促進し、並びに特に、締約国会議の承認を条件として、その目的のため、及びその任務を効果的に遂行するために必要な運営上及び契約上の取決めを行うこと。

(e) この協定に基づく任務の遂行に関する報告書を作成し、及び当該報告書を締約国会議に提出すること。

(f) この協定の実施に係る支援を提供し、及び締約国会議が決定し、又はこの協定に基づいて与えられるその他の任務を遂行すること。

第五十一条 情報交換の仕組み

1 この協定により情報交換の仕組みを設置する。

2 情報交換の仕組みは、主としてアクセスが開かれたプラットフォームによって構成される。情報交換の仕組みの具体的な運用方法は、締約国会議が決定する。

3 情報交換の仕組みは、次のことを行う。

(a) 締約国がこの協定の規定に基づいて行われる活動に関する情報にアクセスし、並びに当該情報を提供し、及び周知することを可能とするための単一のプラットフォームとしての役割を果たすこと。当該情報には、次の事項に関するものを含める。

(i) 第二部に規定するいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺産資源

(ii) 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定及び実施

(iii) 環境影響評価

(iv) 能力の開発及び海洋技術の移転に関する要請並びにそれらに関する機会（研究協力及び訓練の機会、海洋技術の移転のための技術的な情報及びデータの情報源及び利用可能性に関する情報、海洋技

術への容易なアクセスの機会並びに資金の利用可能性を含む。)

- (b) 能力の開発に関するニーズと利用可能な支援及び海洋技術の移転を行う者(海洋技術の移転において提供者として参加することに関心を有する政府機関、非政府機関及び民間団体を含む。)とを結び付けることを容易にし、並びに関連するノウハウ及び専門知識へのアクセスを容易にすること。

- (c) 関連する世界的な、地域的な、小地域的な、国の及び分野別の情報交換の仕組み並びに他のジーンバンク、保管場所及びデータベース(先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関するものを含む。)との連結を提供し、並びに可能な場合には、情報の交換のための公に利用可能な民間及び非政府のプラットフォームとの連携を促進すること。

- (d) 世界的な情報交換の仕組みの下で地域的及び小地域的な情報交換の仕組みを設ける場合において、適当なときは、世界的、地域的及び小地域的な情報交換の機関を基礎とすること。

- (e) 透明性の強化を促進すること(締約国と他の関連する利害関係者との間で、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する環境の基本的なデータ及び情報の共有を促進することによるものを含む。)

(f) 国際的な協力及び協調（科学的及び技術的な協力及び協調を含む。）を促進すること。

(g) 締約国会議が決定し、又はこの協定に基づいて与えられるその他の任務を遂行すること。

4 情報交換の仕組みは、事務局が管理する。ただし、締約国会議が決定する他の関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関（国際連合教育科学文化機関の政府間海洋学委員会、国際海底機構、国際海事機関及び国際連合食糧農業機関を含む。）との協力の可能性を妨げるものではない。

5 情報交換の仕組みの管理に当たっては、開発途上国である締約国の特別の要請及び開発途上にある島嶼^{しよ}国である締約国の特別の事情を十分に認識し、並びにこれらの締約国が不当な障害又は事務的な負担なく利用することができるよう、当該仕組みへのアクセスを容易にする。情報には、これらの締約国の国内において及びこれらの締約国と共に情報の共有、啓発及び普及を促進し、並びにこれらの締約国に具体的な計画を提供するための活動に関するものを含める。

6 この協定に基づいて提供される情報の秘密性及び当該情報に対する権利は、尊重されなければならない。この協定に基づくいかなる規定も、締約国の国内法令又は他の適用可能な法令に基づいて開示から保

護される情報の共有を要求するものと解してはならない。

第七部 資金及び資金供与の制度

第五十二条 資金供与

1 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、この協定の目的を達成するための活動に関する資金を提供する。

2 この協定に基づいて設置される機関は、締約国の分担金によって賄われる。

3 この協定により、この協定に基づく十分な、利用可能な、新規の及び追加的な並びに予測可能な資金の供与のための制度を設置する。資金供与の制度は、この協定の実施に当たり、開発途上国である締約国を支援し（能力の開発及び海洋技術の移転を支援するための資金供与を通じて行うことを含む。）、並びに海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のためにこの条に規定するその他の任務を遂行する。

4 資金供与の制度には、次のものを含める。

(a) 締約国会議によって設置される任意の信託基金であって、開発途上国である締約国（特に、後開発途上国、内陸国である開発途上国及び開発途上にある島嶼国^{しよ}）の代表者がこの協定に基づいて設置され

る機関の会合に参加することを促進するためのもの

(b) 次のいずれかの資金源により支弁する特別基金

(i) 第十四条 6 の規定に基づく年次拠出金

(ii) 第十四条 7 の規定に基づく支払

(iii) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を支援するための資金を提供することを希望する締約国及び民間団体からの追加的な拠出金

(c) 地球環境基金の信託基金

5 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の修復及び生態学的な復元のための資金を供与するため、資金供与の制度の一部として、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を支援するための追加的な基金を設置する可能性を検討することができる。

6 特別基金及び地球環境基金の信託基金は、次の目的のために使用する。

(a) この協定に基づく能力の開発のための事業（海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する

効果的な事業並びに海洋技術の移転に関する訓練を含む活動及び計画を含む。）に対する資金供与

(b) この協定の実施における開発途上国である締約国に対する支援

(c) 伝統的な知識を有する者としての先住民及び地域社会による保全及び持続可能な利用に係る計画に対する支援

(d) 国、小地域及び地域の段階における公の協議に対する支援

(e) 締約国会議が決定するその他の活動の実施に対する資金供与

7 資金供与の制度については、当該制度の枠内での資金の利用において、重複を避けること並びに補完性及び整合性を促進することを確保するよう努めるべきである。

8 この協定の実施を支えるために動員される資金には、公的な及び民間の資金源（国内的なものであるか国際的なものであるかを問わない。）を通じて提供される資金（国、国際金融機関、世界的及び地域的な枠組みに基づく既存の資金供与の制度、援助機関、政府間機関、非政府機関並びに自然人及び法人からの拠出金を含むが、これらに限定されない。）並びに官民間の連携を通じて提供される資金を含めることができる。

9 この協定の適用上、資金供与の制度は、適当な場合には締約国会議の権限の下に、及びその指導の下に機能し、並びに締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、全般的な戦略、政策及び計画の優先度並びに資金へのアクセス及び資金の利用のための資格に関する指針を提供する。

10 締約国会議及び地球環境基金は、締約国会議の第一回会合において、1から9までの規定を実施するための取決めについて合意する。

11 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に取り組む緊急性に鑑み、特に、特別基金の制度の態様及び能力開発・海洋技術移転委員会を通じて提供される情報を考慮して、全ての資金源からの特別基金への二千三十年までの当初の資金の動員に係る目標を決定する。

12 この協定に基づく資金へのアクセスのための資格は、ニーズに基づき開発途上国である締約国に開かれたものとする。特別基金に基づく資金は、特別の要請を有する締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国^{しよ}、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）の支援に関するニーズを考慮し、並びに開発途上にある島嶼国^{しよ}及び後発開発途上国の

特別の事情を考慮して、衡平な配分基準に基づいて配分する。特別基金は、そのような開発途上国である締約国のため、簡素化された申請及び承認の手續並びに強化された支援の受入れ体制により、資金に効率的にアクセスすることを確保することを目的とする。

13 締約国は、能力的な制約に照らし、国際機関に対し、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための適当な資金及び技術支援の割当て並びに国際機関の専門的な役務の利用に当たり、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国及び開発途上にある島嶼国^{しよ}）に対し優先的待遇を与え、並びにこれらの締約国の個別のニーズ及び特別の要請を検討することを奨励する。

14 締約国会議は、資金に関する財政委員会を設置する。同委員会は、ジェンダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮して、適当な資格及び専門知識を有する委員で構成される。同委員会の運営のための付託事項及び方法は、締約国会議が決定する。同委員会は、資金供与の制度に基づく資金の特定及び動員について定期的に報告し、及び勧告を行う。同委員会は、また、この協定の目的の達成のために直接又は間接に貢献する他の制度及び枠組みに基づく資金についても情報を収集し、及び報告する。同委員会は、この条に

定める検討事項に加え、特に次の事項について検討する。

- (a) 締約国（特に開発途上国である締約国）のニーズの評価
- (b) 資金の利用可能性及び適時の支払
- (c) 資金の調達及び配分に関する意思決定及び管理の過程の透明性
- (d) 資金の合意された利用に関する受領側の開発途上国である締約国の説明責任

15 締約国会議は、資金に関する財政委員会の報告及び勧告について審議し、並びに適当な措置をとる。

16 締約国会議は、また、特に開発途上国である締約国にとっての資金（能力の開発及び海洋技術の移転を実施するための資金を含む。）の妥当性、有効性及び利用可能性を評価するために、資金供与の制度について定期的な検討を行う。

第八部 実施及び遵守

第五十三条 実施

締約国は、この協定の実施を確保するため、適当な場合には、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

第五十四条 履行状況の監視

締約国は、この協定に基づく自国の義務の履行状況を監視し、並びにこの協定を実施するために自国がとった措置につき、締約国会議が決定する形式及び間隔で、締約国会議に報告する。

第五十五条 実施・遵守委員会

1 この協定の規定の実施を促進し、及び検討し、並びにこの協定の規定の遵守を促進するため、この協定により実施・遵守委員会を設置する。同委員会は、促進的な性格を有し、並びに透明性のある、敵対的でない及び懲罰的でない方法によって機能する。

2 実施・遵守委員会は、ジェンダーの均衡及び地理的に衡平に代表されることに妥当な考慮を払った上で、適当な資格及び経験を有する委員であつて、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。

3 実施・遵守委員会は、締約国会議がその第一回会合において採択する方法及び手続規則に従って運営される。同委員会は、特に個別の及び組織的な段階における実施及び遵守に関する事項を検討するものとし、並びに締約国会議に対し、定期的に報告し、及び各国の事情を認識した上で、適当な場合には、勧告

を行う。

4 実施・遵守委員会は、その活動の過程において、必要な場合には、この協定に基づいて設置される機関、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関からの適当な情報を参考とすることができる。

第九部 紛争の解決

第五十六条 紛争の防止

締約国は、紛争を防止するために協力する。

第五十七条 平和的手段によって紛争を解決する義務

締約国は、この協定の解釈又は適用に関する紛争を交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決、地域的機関若しくは地域的取極の利用又は当該締約国が選択するその他の平和的手段によって解決する義務を負う。

第五十八条 締約国が選択する平和的手段による紛争の解決

この部のいかなる規定も、この協定の解釈又は適用に関するこの協定の締約国の間の紛争を当該締約国が

選択する平和的手段によって解決することにつき当該締約国がいつでも合意する権利を害するものではない。

第五十九条 技術的な性質を有する紛争

紛争が技術的な性質を有する事項に係る場合には、関係締約国は、当該関係締約国の間で設置する特別の専門家委員会に当該紛争を付託することができる。当該専門家委員会は、当該関係締約国と協議し、及び次条に定める紛争解決のための拘束力のある手続によることなく当該紛争を速やかに解決するよう努める。

第六十条 紛争解決手続

- 1 この協定の解釈又は適用に関する紛争は、条約第十五部に定める紛争解決のための規定に従って解決する。
- 2 この協定の締約国であつて条約の当事国でないものが関係する紛争の解決については、条約第十五部及び条約附属書Vから同附属書VIIIまでの規定をこの協定の規定とみなすものとする。
- 3 この協定の締約国であつて条約の当事国でもあるものが条約第二百八十七条の規定に従って受け入れた

手続は、この部に定める紛争解決について適用する。ただし、そのような締約国がこの協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、この部に定める紛争解決のために同条の規定に従って他の手続を受け入れた場合は、この限りでない。

4 この協定の締約国であつて条約の当事国でもあるものが条約第二百九十八条の規定に従って行つた宣言は、この部に定める紛争解決について適用する。ただし、そのような締約国がこの協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、この部に定める紛争解決のために同条の規定に従って異なる宣言を行つた場合は、この限りでない。

5 2の規定に従い、この協定の締約国であつて条約の当事国でないものは、この協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、寄託者に対し書面による宣言を行うことにより、この協定の解釈又は適用に関する紛争の解決のための次の手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる。

(a) 国際海洋法裁判所

(b) 国際司法裁判所

(c) 条約附属書Ⅶに規定する仲裁裁判所

(d) 条約附属書Ⅷに規定する一又は二以上の種類の紛争のための特別仲裁裁判所

6 この協定の締約国であつて条約の当事国でないもののうち宣言を行っていない締約国については、5(c)に規定する選択肢を受け入れているものとみなされる。紛争当事者が紛争の解決のために同一の手續を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、当該手續にのみ付することができる。紛争当事者が紛争の解決のために同一の手續を受け入れていない場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、条約附属書Ⅶの規定に基づく仲裁にのみ付することができる。5の規定に従つて行われた宣言には、条約第二百八十七条6から8までの規定が適用される。

7 この協定の締約国であつて条約の当事国でないものは、この協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時に又はその後いつでも、この部の規定に従つて生ずる義務に影響を及ぼすことなく、この部の規定に基づく紛争解決のため、条約第二百九十八条に定める種類の紛争のうち一又は二以上の紛争について、条約第十五部第二節に定める手續のうち一又は二以上の手續を受け入れないことを書面によつて宣言することができる。その宣言には、同条の規定が適用される。

8 この条の規定は、関連する法的文書若しくは法的枠組みの参加国として、又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の構成国として締約国が当該法的文書及び当該法的枠組みの解釈又は適用に関して同意した紛争解決手続に影響を及ぼすものではない。

9 この協定のいかなる規定も、ある区域の国の管轄の下にある区域としての法的地位についての検討に係し、若しくは当該法的地位についての検討が必要となる紛争について、又はこの協定の締約国の大陸若しくは島の領土に対する主権その他の権利若しくはこれらに対する主張に関する紛争について、裁判所に管轄権を与えるものと解してはならない。ただし、この9のいかなる規定も、条約第十五部第二節に規定する裁判所の管轄権を制限するものと解してはならない。

10 この協定のいかなる規定も、陸域又は海域に対する主権、主権的権利又は管轄権に対する主張（これらに関連する紛争に関するものを含む。）を行い、又は否定するための根拠としてはならないことが確認される。

第六十一条 暫定的な枠組み

紛争がこの部の規定に従って解決されるまでの間、紛争当事者は、実際の性質を有する暫定的な枠組み

を設けるためにあらゆる努力を払う。

第十部 この協定の非締約国

第六十二条 この協定の非締約国

締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となり、かつ、この協定の規定に適合する法令を制定するよう奨励する。

第十一部 信義誠実及び権利の濫用

第六十三条 信義誠実及び権利の濫用

締約国は、この協定により負う義務を誠実に履行するものとし、また、この協定により認められる権利を権利の濫用としないように行使する。

第十二部 最終規定

第六十四条 投票権

- 1 この協定の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。
- 2 この協定の締約国である地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この協

定の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第六十五条 署名

この協定は、二千二十三年九月二十日から二千二十五年九月二十日までニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第六十六条 批准、承認、受諾及び加入

この協定は、国及び地域的な経済統合のための機関により批准され、承認され、又は受諾されなければならない。この協定は、この協定の署名のための期間の終了の日の後は、国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。批准書、承認書、受諾書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第六十七条 この協定が規律する事項に関する地域的な経済統合のための機関及びその構成国の権限の分担

1 この協定の締約国となる地域的な経済統合のための機関であつてそのいずれの構成国も締約国となつていないものは、この協定に基づく全ての義務を負う。この協定の締約国となる地域的な経済統合のための機関であつてその一又は二以上の構成国がこの協定の締約国であるものについては、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この協定に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この協定に基づく権利を同時に行使することができない。

2 地域的な経済統合のための機関は、この協定が規律する事項に関する自己の権限の範囲をその批准書、承認書、受諾書又は加入書において宣言する。地域的な経済統合のための機関は、また、その権限の範囲に関連する変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

第六十八条 効力発生

1 この協定は、六十番目の批准書、承認書、受諾書又は加入書が寄託された日の後百二十日で効力を生ずる。

2 六十番目の批准書、承認書、受諾書又は加入書が寄託された後にこの協定を批准し、承認し、若しくは

受諾し、又はこの協定に加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この協定は、1の規定に従うことを条件として、その批准書、承認書、受諾書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

3 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第六十九条 暫定的な適用

1 この協定は、署名の時又は批准書、承認書、受諾書若しくは加入書の寄託の時に、寄託者に対する書面による通告により暫定的な適用に同意した国又は地域的な経済統合のための機関によって暫定的に適用することができる。そのような暫定的な適用は、寄託者が当該通告を受領した日から有効となる。

2 国又は地域的な経済統合のための機関による暫定的な適用は、この協定が当該国若しくは地域的な経済統合のための機関について効力を生じた時又は当該国若しくは地域的な経済統合のための機関が暫定的な適用を終了させる意思を寄託者に対して書面により通告した時に終了する。

第七十条 留保及び除外

この協定については、他の条の規定により明示的に認められている場合を除くほか、留保を付すること
も、また、除外を設けることもできない。

第七十一条 宣言及び声明

前条の規定は、国又は地域的な経済統合のための機関が、この協定の署名、批准、承認若しくは受諾又は
この協定への加入の際に、特にその法令をこの協定の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明
(用いられる文言及び名称のいかんを問わない。)を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明
は、これらを行った国又は地域的な経済統合のための機関に対するこの協定の規定の適用において、この協
定の規定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第七十二条 改正

1 締約国は、事務局に宛てた書面による通報により、この協定の改正を提案することができる。事務局
は、当該通報を全ての締約国に送付する。当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上が
その要請に好意的な回答を行った場合には、締約国会議の次回の会合において提案された改正について審
議する。

2 第四十七条の規定に従って採択されたこの協定の改正は、寄託者が全ての締約国に対し批准、承認又は受諾のために送付する。

3 この協定の改正は、当該改正の採択の時におけるこの協定の締約国の三分の二による批准書、承認書又は受諾書の寄託の後三十日目の日に、当該改正を批准し、承認し、又は受諾した締約国について効力を生ずる。その後は、必要とされる数の改正の批准書、承認書又は受諾書が寄託された後に当該改正の批准書、承認書又は受諾書を寄託する締約国については、当該改正は、その批准書、承認書又は受諾書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

4 改正については、当該改正を採択する際に、その効力発生のためにこの条に定める数よりも少ない数又は多い数の批准、承認又は受諾を必要とすることを定めることができる。

5 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、3及び4の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

6 3の規定により改正が効力を生じた後にこの協定の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、別段の意思を表明しない限り、

- (a) 改正されたこの協定の締約国とされ、かつ、
- (b) 当該改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていないこの協定の締約国とされる。

第七十三条 廃棄

1 締約国は、国際連合事務総長に宛てた書面による通告を行うことによってこの協定を廃棄することができるものとし、また、その理由を示すことができる。理由を示さないことは、廃棄の効力に影響を及ぼすものではない。廃棄は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

2 廃棄は、この協定との関係を離れた国際法に基づく義務であってこの協定に具現されているものを締約国が履行する責務に何ら影響を及ぼすものではない。

第七十四条 附属書

1 附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、また、別段の明示の定めがない限り、「この協定」といい、又は第一部から第十二部までのいずれかの部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

2 この協定の改正に関する第七十二条の規定は、この協定の新たな附属書の提案、採択及び効力発生についても適用する。

3 締約国は、締約国会議の次回の会合における審議のために、この協定の附属書の改正を提案することができる。締約国会議は、附属書を改正することができる。第七十二条の規定にかかわらず、この協定の附属書の改正に関しては、次の規定を適用する。

(a) 改正案は、会合の少なくとも百五十日前に事務局に通報する。事務局は、改正案を受領した場合に、当該改正案を締約国に送付する。事務局は、必要に応じ関連する補助機関と協議を行い、及び会合の三十日前までに改正案に係る回答を全ての締約国に送付する。

(b) 会合において採択された改正は、当該会合の終了の後百八十日で、全ての締約国について効力を生ずる。ただし、4の規定に基づいて異議を申し立てた締約国については、この限りでない。

4 いずれの締約国も、3(b)に規定する百八十日間の期間内に寄託者への書面による通告を行うことにより、附属書の改正について異議を申し立てることができる。異議は、寄託者に対して書面で通告すること

により、いつでも撤回することができるものとし、この場合において、当該附属書の改正は、異議を撤回した日の後三十日目の日に当該締約国について効力を生ずる。

第七十五条 寄託者

この協定及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第七十六条 正文

この協定は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

附属書Ⅰ 区域の特定のための例示的な基準

- (a) 唯一の性質
- (b) 希少性
- (c) 種の生活史における特別な重要性
- (d) 区域に存在する種の特別な重要性
- (e) 脅威にさらされており、絶滅のおそれがあり、若しくは減少している種又はそれらの種の生息地にとつての重要性
- (f) 脆弱性（気候変動及び海洋の酸性化に対するものを含む。）
- (g) 壊れやすさ
- (h) 感受性
- (i) 生物の多様性及び生産力
- (j) 代表性

- (k) 依存性
- (l) 自然のままの度合い
- (m) 生態学的連結性
- (n) 区域で生じている重要な生態学的過程
- (o) 経済的及び社会的要素
- (p) 文化的要素
- (q) 境界を越える累積的な影響
- (r) 低い回復力及び復元力
- (s) 妥当性及び存続性
- (t) 複製可能性
- (u) 再生産の持続可能性
- (v) 保存管理措置の存在

附属書Ⅱ 能力の開発及び海洋技術の移転の種類

この協定に基づき、能力の開発及び海洋技術の移転に関する取組には、次の事項を含めることができるが、これらに限定されない。

- (a) 利用しやすい様式による関連するデータ、情報、知見及び研究の共有（次の事項を含む。）
 - (i) 海洋科学及び海洋技術に関する知見の共有
 - (ii) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する情報の交換
- (iii) 研究開発の成果の共有
- (b) 情報の普及及び啓発（次の事項に関するものを含む。）
 - (i) 海洋の科学的調査、海洋科学並びに関連する海洋に係る活動及び役務
 - (ii) 環境に関する生物学的な情報であって、いずれの国の管轄にも属さない区域において行われた調査を通じて収集されたもの

(iii) 関連する伝統的な知識であつて、当該知識を有する者の自由意思による情報に基づく事前の同意によるもの

(iv) 海洋のストレスの要因であつて、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性に影響を及ぼすもの（温暖化、海洋の溶存酸素量の減少等の気候変動の悪影響及び海洋の酸性化を含む。）

(v) 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置

(vi) 環境影響評価

(c) 関連する基盤（設備を含む。）の構築及び強化（例えば、次のようなもの）

(i) 必要な基盤の構築及び設置

(ii) 技術（標本抽出の方法及び設備（例えば、水の、地質学的な、生物学的な又は化学的な標本のためのもの）を含む。）の提供

(iii) いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動、区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置並びに環境影響評価の実施に

関連する研究開発能力（データの管理に関する能力を含む。）を支援し、及び更に向上させるために必要な設備の取得

(d) 制度的能力及び国の規制の枠組み又は仕組みの構築及び強化（次の事項を含む。）

- (i) 統治の、政策的な及び法的な枠組み及び仕組み
- (ii) 国の立法上、行政上又は政策上の措置（国の、小地域的な及び地域的な段階における関連する規制上の、科学的な及び技術的な要件を含む。）の策定、実施及び執行における支援
- (iii) この協定の規定の実施のための技術的な支援（データの監視及び報告のための支援を含む。）
- (iv) 効果的かつ効率的な政策のために情報及びデータを活用する能力（開発途上国である締約国の意思決定を行う者に根拠を提供するために必要な知識へのアクセス及び当該知識の取得を促進することによるものを含む。）

(v) 関連する国の及び地域的な機関の制度的能力の確立又は強化

(vi) 国及び地域の科学的施設（データの保管場所を含む。）の設置

(vii) 優れた地域的な施設の発展

- (viii) 技能の向上のための地域的な施設の発展
- (ix) 地域機関の間の協力関係（例えば、南北協力及び南南協力並びに地域的な海洋機関及び地域的な漁業管理のための機関の間の協力）の強化
- (e) 交流、研究協力、技術的な支援、教育及び訓練並びに海洋技術の移転を通じた人的な及び財務管理上の資源に係る能力並びに技術的な専門知識の構築及び強化（例えば、次のようなもの）
 - (i) 海洋科学における協調及び協力（データの収集、技術的な交流、科学的調査に係る事業及び計画並びに開発途上国の機関と協力して共同の科学的調査に係る事業を立案することを通じたものを含む。）
 - (ii) 次の事項に関する教育及び訓練
 - a 科学及び研究に関する能力を向上させるための基礎及び応用双方の自然科学及び社会科学
 - b 科学及び研究に関する能力を向上させるための技術並びに海洋科学及び海洋技術の応用
 - c 政策及び統治
 - d 伝統的な知識の関連性及びその応用

- (iii) 専門家（伝統的な知識に関する専門家を含む。）の交流
- (iv) 人的資源及び技術的な専門知識の構築のための資金供与（次の手段を通じたものを含む。）
 - a 開発途上にある島嶼^{しよ}国である締約国の代表者に対する特定の能力の構築のための研修会、訓練計画その他関連する計画における奨学金又は他の援助の提供
 - b 特に開発途上にある島嶼^{しよ}国に対する環境影響評価に関する財政的及び技術的な専門知識及び資源の提供
- (v) 訓練された人的資源の間の協力網の形成に係る仕組みの確立
- (f) 手引、指針及び規格（次の事項を含む。）の作成及び共有
 - (i) 基準及び参考資料
 - (ii) 技術規格及び規則
 - (iii) 環境影響評価を実施する方法、得られた教訓及び最良の慣行に関する知見及び能力を共有するための手引及び関連情報の保管場所
- (g) 技術的な、科学的な及び研究開発に関する計画（バイオテクノロジーの研究活動を含む。）の策定